

## 高気圧業務従事者健康診断業務委託（単価契約）仕様書

- 1 受診対象者：計82人（人事異動等により変更する可能性あり。）
  - （1）警防部航空課で空中機外活動に従事する者：2人
  - （2）各消防署で特別救助隊の指名を受けた者：80人
- 2 発注予定数量 164回（82人×2回）
- 3 委託期間  
令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）
- 4 実施時期（計2回実施）  
下記期間中にそれぞれ6日間程度の受診日を設けること。
  - （1）第1回目  
令和6年4月1日（月）～令和6年9月30日（月）
  - （2）第2回目  
令和6年10月1日（火）～令和7年3月31日（月）※第1回目と第2回目は概ね6か月の受診期間を空けること。
- 5 実施時間  
9時00分～11時00分
- 6 履行場所  
下記条件を満たす履行場所等を受注者が用意すること。  
また（1）～（3）に係る費用は、受注者が負担すること。
  - （1）千葉市内であること。
  - （2）室内の温度により検査に支障が出ないよう、冷暖房等の空調設備が設けられていること。
  - （3）1日あたり概ね14人ずつ健康診断を実施することに支障とならないよう、履行場所の敷地又はその付近に普通乗用車が15台駐車できるスペースがあること。
- 7 受診項目  
高気圧作業安全衛生規則第38条の規定に基づく以下の項目とする。
  - （1）既往歴及び高気圧業務歴の調査
  - （2）関節、腰若しくは下肢の痛み、耳鳴り等の自覚症状又は他覚症状の有無の検査
  - （3）四肢の運動機能の検査
  - （4）鼓膜及び聴力の検査
  - （5）血圧の測定
  - （6）尿中の糖及び蛋白の有無の検査
  - （7）肺活量の測定
- 8 結果報告  
受診後30日以内に、上記に掲げる事項の結果について、書面により報告するとともに、一般的な表計算ソフトで取扱可能な電子データでも結果を提供すること。
- 9 支払方法
  - （1）委託料の請求金額は、契約単価に実施者数を乗じた額とし、1円未満の金額にあつては、切り捨てとする。

- (2) 委託料の請求の際には、実施者数が明らかとなるような資料を添付するものとする。
- (3) 委託料の請求は、本事業が完了した後に行うものとする。